

審 議 経 過

平成24年度 第4回 川西市介護保険運営協議会

- 1 開会 根津部長あいさつ
委員自己紹介
職員自己紹介
会長選出（事務局一任により、大塚委員を会長に選出）
会長の職務代理者の選出（大塚会長の指名により、藤末委員を職務代理者に選出）

2 報告事項

介護保険運営協議会

・平成23年度介護保険事業概要について

事務局：それでは、資料1「平成23年度の事業概要」の1ページをご覧ください。高齢者人口は平成23年10月1日現在40,986人で、高齢化率は25.5%でございます。前回の22年10月1日は25.0%でございますので0.5ポイント増ということになります。一番下の表で0歳から39歳のところを見ていただきますと、平成19年10月1日が71,154人で、これをピークに若年者人口が減少していっています。その横の40歳から64歳の部分につきましても23年10月をピークにほぼ横ばいの状況です。前期高齢者の65歳から74歳ですが、22年10月1日を境に減少に転じており、ほぼ一定のペースで推移していると思います。後期高齢者の方ですが年々増加傾向で、65歳以上の高齢者合計は24年4月1日現在で41,696人とだんだんと増えてきております。

右から2番目の総人口は、平成21年10月で161,408人をピークに減少に転じていることから考えますと、ますます高齢化率は高くなっていくということでございます。続きまして2ページですが、地域別人口でございます。

各小学校区の高齢化率を示しております、30%を超えているのが緑台小学校区、陽明小学校区といったグリーンハイツ地区、牧の台小学校区が37.8%で市内ではこの3つが30%を超えて高齢化率が高い地区だと言えます。これは、昭和40年代の大規模団地の開発がされたときに同年代の方々が入ってこられて、一気に高齢化が進んでいることが原因と考えております。

続きまして3ページですが、23年度の認定者数でございます。高齢者人口の増加に伴いましてやはり年々増加しています。一番下の表を見ていただきますと、22年度は6,311人で23年度では6,674人になっています。平成14年から見ていきますと65.6%増でずいぶん増えております。真ん中の表が構成比率で、この中で要支援1、要支援2の方々が年々増加しております。続きまして4ページでございますが、要介護認定の申請状況でございます。新規申請の方が2,169件で前年よりも3.1%増で、全体的には7,246件ということでこれも増加していっております。5ページですが、認定調査です。委託分が5,416件、川西市分が1,790件ということで合計7,206件。こちらも増加傾向でございます。6ページですが介護保険の利用状況でございます。要介護1の方が一番利用者数が高く合計いたしますと5,294件で8.6%増になっています。続きまして、7ページは介護保険サービス利用者の推移でございます。第1号保険者、65歳以上の方々は41,763人、前年度から2.7%増となっております。要介護認定者数も6,674人、5.1%増、居宅サービス受給者4,066人も8.5%の増といったことで全体的に増加している状況でございます。地域密着型サービス利用者数につきましても前年度より増加しております。8ページは介護度別の利用者数と構成比率の推移でございます。居宅の方では要介護1の方が一番多く1,033人、要介護2の方が85

2人で全体的に4,296人と増加しています。9ページは施設の利用者数でございます。要介護4の方が一番多く318人、次に要介護5の方になっています。

10ページは保険給付費でございます。月別の介護サービス費の支出状況を示しております。前年度より居宅サービス費が5%増、施設サービス費も3.5%増になっており、居宅サービスと施設サービスと特定入所者サービス費が増加しています。全体的では4.3%増えています。

11ページの(2)介護保険施設等の整備状況でございます。23年度に特別養護老人ホームが2施設、グループホームと小規模多機能居宅介護を1施設ずつオープンしております。そういったものの合計を施設数と定員で示しております。事業者数は186件でございます。(3)特養の待機者数では、全体で887人、第1グループは233人ですが今年度の第5期介護保険事業計画で100床整備することになっておりますので、幾分かは減ってくると思われま。

12ページをご覧いただくと、第4期介護保険事業計画で21年度から23年度の計画で、それとの対比表でございます。3か年の計画を20年度の時点で作っておりますので、最終年度につきましては、やはり乖離が激しいといったところがございます。

13ページは要支援の方の実績と計画との比較でございます。要介護の方と同様に乖離が見受けられます。14ページは保険料収納状況でございます。特別徴収というのが年金から天引きされるもので100%収納しております。普通徴収というものは納付書で納めていただきますが、滞納の方がいらっしゃいますので88.48%の収納率となっております。全体的には98.99%という収納率になっております。15ページは23年度の介護保険事業の特別会計で市の持っている会計です。歳入が91億7791万、歳出が90億4476万で差し引きしますと1億3314万の黒字という会計でございます。

以上が事業の概要でございます。

会 長：ありがとうございます。今ご説明いただきました中でご質問、ご指摘などありますでしょうか。

会 長：では、私の方から4ページの認定申請件数は7,246件ですが、認定件数はそれより多く7,272件となっているが、申請よりも認定の方が多いのはどういう事なのでしょう。

事務局：申請いただいてもすぐに認定結果は出ないためです。前年度の最終あたりに申請があったものについては、今年度24年度分で認定結果を出しますので数字のずれが生じます。

会 長：3ページの経過的要介護の意味をお教えいただけますでしょうか。

事務局：従前の要支援が平成18年度から要支援1、要支援2と区別されるようになりましたので、それまで要支援だった方につきましては、次の更新時期が来るまでは、経過的要介護と呼ぶようになりました。現在はすべて更新されておりますので、現在の介護度が変わっております。

委 員：1ページの下表ですが、前期高齢者、65歳から74歳までの増減があまりない。ということは、長期的に10年以上かはわかりませんが、高齢化率はストップするというか伸びが減っていくのでしょうか。もう一つ2ページの地域別人口で陽明小学校、グリーンハイツと大和の牧の台というのは断トツで高い数字です。40%という数字は初めて見たのですが、かなり高齢化率が進んでいるから重点的にもの考えないといけない気がしているのですが。

事務局：一点目の1ページの前期高齢者の数ですが、今は一定の数でおさまっていますが団塊の世代が高齢化、高齢者に入ってきますのでしばらくは増加すると考えています。後期高齢者は以前から増えてきていますので、前期高齢者に団塊の世代が入ってくことで、より高齢者数は多くなると考えています。

委 員：これは数字なので答えようがないと思いますが、かなり厳しいと思います。

事務局：川西市の市制が昭和29年に施行されてから、昭和40年の万国博覧会、千里ニュータウンができた後くらいに、大規模団地の開発が進められました。ここが最初の開発団地で、通称グリーンハイツ地域というところです。この中には緑台、陽明と水明台、大きく3つの団地がございまして、そこにお住いの方々の定住率が高くて同じような水準で底上げ的に高齢化が進んでいるといったところです。

会 長：吹田の千里ニュータウンみたいなものですね。

委員：40%の大台は初めてですね。

委員：グリーンハイツに住んでいますが、高齢者の皆さん、趣味に運動、おしゃれ等いきいきとお元気です。

委員：介護保険事業者としての目線なのかもしれませんが、特別養護老人ホームの待機者の人数が887名と報告がありましたが、各事業者さんの意見を聞きますと実際に順番が回ってきてご家族に連絡すると、在宅生活が順調にしているのもまだ結構ですと言われるケースが結構あると聞いています。本当に今すぐ入らないといけない状況の人と、まだ在宅生活が可能な方がどのくらいいらっしゃるのか、おそらく把握されていらっしゃるのではないかと思います。実際のところはどのようなのでしょうか。

事務局：6か月に一度、6月と12月時点で、各特別養護老人ホーム等に入所申込み状況の名簿をいただきまして、おひとりで複数の施設へ入所申込みを行っている場合等のマッチングをかけています。そうして集計した結果が887人です。また、各施設におきましては入所判定委員会をつくりまして兵庫県の入所コーディネートマニュアルを利用しながら優先順位をつけグループ分けしていきます。23年12月末時点で、必要性の高い方が233人いらっしゃるという状況です。

委員：特養の入所を待っている間にお亡くなりになる方も結構おられると思うのですが、集計から抹消されているのですか。

事務局：死亡された方を把握するのは、なかなか難しい状況です。市の方でもそのような名簿をいただきまして、整理していかねばと考えています。

会長：先ほどもご報告がありましており、100床の特養ができると聞いていますので、だんだん解消して行くと思いますが、それでも待機者が出るということですね。

委員：関連なんですけど、ある特養で施設長さんにお聞きしたんですけど、待機者第1グループを主に順番に電話しましたら他の委員さんからお話しあったように、なんとか在宅で頑張るとか息子の住所地に行ったとか、亡くなったとかということです。亡くなられても申込みをわざわざ取り下げに来られないので、結局20人位はすぐに入所されなくて21番目の人がやっと決まったということが、日常茶飯事にあるようです。なので、この887人という数字は私の勘で4分の1くらいではないかと思っています。

会長：平成12年に始まった介護保険の狙いのひとつは、できるだけ在宅を中心にするというのが前提ですので、在宅に限界がきたとか、出来ない場合もありますから当然施設も必要ですね。

委員：待機者が増えてきたら当然ニーズに応じて施設をつくることになりますので、その辺はしっかり把握をしておかないと。待機者が多いと思って作ったら入居者があまりいないということでは、10年くらいタイムラグがありますから、こまめに亡くなられた等の情報は、把握しておく方がニーズ相違にならないような気がします。

事務局：委員のお話のように3か所申込みをしていて、入所が決まっても後の2か所には連絡が来ないので名簿にいつまでも名前が残ってしまうというのも本当です。

今度の第5期の計画策定につきましては2025年に団塊の世代の方々が75歳に到達されることを目標値にしながら特別養護老人ホームを24年から26年の間に100床作っていくということです。

委員：第4期の介護保険事業計画の最終年度の特別養護老人ホームが2か所整備されたときに、在宅サービスの事業者さんからの意見はサービスが減少した。国は在宅サービスを重視していく中で、施設整備とのバランスをしっかりと考えないと、在宅サービスを提供している事業所の方が川西ははるかに多い。事業所サイドからするとサービスの提供が減るイコール事業所の運営にかかわってくる。基本は川西市の方針には沿っていきたいのですが、一方で施設を少し作りすぎなのではないかという意見も検討いただければと思います。

事務局：平成23年4月の利用人数は3,963人が平成24年3月には4,296人に推移しております。24年3月時というのが、200床の内100床出来たところで4,296人の方々の中の移動等があったのではないかと思います。第4期の部分につきましては当時の高齢化率と待機者の状況から新たに200床作り、川西市としましては811床整備ができたところです。第5期の計画におきましては、2025年団塊の世代の方々が後期高齢者になれる事を見据えながら整備を進めていくこととさせていただきます。また施設整備数等につきましては第6期以降に高齢化の状況や在宅と施設整備のバランスを踏まえながらご検討とご審議をいただきたいと考えております。

会 長：将来余るのではないかとありますが、事務局からご返答ありました、政府は後期高齢者ではなく団塊の世代の方々が後期高齢になる2025年からいろいろ問題が起こってくると考えているのですね。その時に各生活圏域で30分以内にサービスを提供できるようにと考えています。このことを地域包括ケアといいます。自助、互助、共助、公助の4つの助け合いを組み合わせて30分以内ということです。その間に市町村の財政上の問題もあるでしょう。

委 員：保険料の収納状況ですが、介護保険課と医療保険課との横のつながりを作っておいた方がいいのではないかと思います。介護保険料の徴収は98.99%ですが医療保険の徴収率はもっと低いのではないですか。

事務局：65歳以上の1号被保険者につきましては、年金が年18万円以上ある方は年金天引きという原則がありますので高い収納率でございます。国民健康保険の収納率につきましては88%といったところです。対象者としてはサラリーマン以外の自営の方、年金受給者、無年金の方で、0歳から74歳といった年齢階層が広いといった事があり対象者が幾分違っております。国民健康保険の場合でもある一定の条件さえ整えば年金天引きするわけですが、各所得階層に応じた税率設定など普通徴収の難しいところもあります。当然、社会全体を支える仕組みですから公平さの観点からも収納率の向上に取り組んでいかなければならないと考えています。

会 長：ご承知とは思いますが、保険料を納めていない方が介護保険を利用する時はペナルティがあります。

・二次予防事業対象者通所型介護予防事業概要及び経過報告について

事務局：平成24年度の2次予防事業対象者通所型介護予防事業概要および経過報告につきましてご報告させていただきます。資料2をご覧ください。まず、2次予防事業対象者とは活動性や生活機能が低下して要介護または要支援状態になることを予防するとともに要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に介護予防の2次予防事業を実施しています。実施につきましては、平成24年6月から24年12月までの期間に、運動中心型介護予防教室と口腔栄養中心介護予防教室の2種類の教室を、市内の9か所で開催することとしております。2の事業対象者等につきましては、平成23年度と今年度の生活機能評価や2次予防事業対象者把握事業等で把握された2次予防事業対象者としております。募集の方法は生活機能評価や2次予防事業対象者把握事業等で把握された2次予防事業対象者のすべての方に案内書を送付しております。又、訪問型予防事業からは随時対象者にお声掛けさせていただいております。3の事業内容ですが、運動中心型の介護予防教室と口腔栄養中心型の介護予防教室の2種類を実施しております。運動中心型の介護予防教室ですが、毎日ちょこちょこ元気づくり教室という親しみやすい名前をスタッフで考えまして実施しております。この教室は運動器の機能向上プログラムを中心に口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラム等を含めて原則1時間半程度で1週間に1回の頻度で実施しています。また、1教室あたり10回コースとしまして、市内の6地域、地域包括単位に対して1コースを実施しています。内容としましては、実践メニューということで前半1時間で負担の少ない運動から回を重ねるごとに負荷をあげていくプログラムにしています。ゴムひもやセラバンド、タオル、ボール、筋力トレーニングなどいろんな道具、バランスマット、ラダーなどを使って楽しみながらやっています。残り30分は体力測定、医師の講話、転倒予防に関する講話を市内の開業医の先生にお願いしています。あと口腔栄養の講座を口腔4回と栄養1回で実施しております。つづきまして、口腔栄養中心型介護予防教室ですが、こちらはおいしく食べてはっぴい教室というネーミングで親しんでいただけるよう実施しています。まだ始まったばかりでそれぞれ3か所で1回しか開催しておりません。1教室あたり6回コースで市内3か所に対し2週間に1回の頻度で実施しております。内容としましては個別アセスメントですね。対象者に歯科衛生士、栄養士が面談や口腔機能チェックを行って個別指導をしています。歯周病の話や今後唾液マッサージやカミング体操、発声体操などをする予定です。自宅で簡単にできるバランスの良いメニューの紹介やその場で試食できるコーナーも考えています。参加費は無料です。2ページをご覧ください。実施場所と具体的な時間を掲載しております。1番は運動中心型介護予防教室で6か所、色のついている部分が実施済みの会場になります。

上から川西南地域、清和台地域、多田地域が実施済みです。川西地域、東谷地域は現在募集中です。明峰地域は今3回目の講座が終わりました。東谷も現在募集中です。続きまして(2)の口腔栄養中心型の介護予防教室ですが、今日東谷は2回目がありました。1回ずつ終わっております。(6)ですが、参加状況ということでそれぞれに対象者の数、郵送者数、申込者数、参加者数等を記載しております。対象者につきましては、1の運動中心型介護予防教室では4,275人に対して、ご夫婦の方には1つの封筒で送付していますので3,715通発送しております。申込者数は現在募集中のところを除いて91名で、郵送数に対する申込者数は4%で高い数字ではない状況です。口腔栄養の関係はすべて募集が終わってしまっていて、768名の対象者に対して717通発送しています。申込者数が39名で5%ということで、こちら高い数字ではありません。課題が残されていると考えています。

続きまして3ページですが、今年度の新規事業として介護予防の発生をできる限り防ぐという目的で2次予防対象者通所型介護予防事業を実施いたしました。事業の課題、評価につきましては全9教室終了後となりますが、実施済みの川西南、清和台地域、多田地域の3教室についての課題等のご報告をいたします。実施場所につきましては、中学校区単位で1か所の実施であったため、会場までの距離が遠い方が多く対象者が参加しにくいという面があったということです。今後実施回数や開催場所、送迎サービス等について工夫ができるか検討していきたいと考えています。対象者の通知ですが、案内の時点で把握している方全員に通知させていただきましたが、全会場におきまして定員に満たない状況でありました。今後参加率を向上させるために広報等、PRに努めて多くの方にこの教室の存在を知っていただきたいと思っています。続きましてプログラムの構成ですが、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上の内容を盛り込んだ複合型にしたため、参加者からも好評でした。又いつでもどこでも出来る体操の簡単なメニューをお配りしまして自宅で行い組んでいただきこちらも好評でした。次に、安全への対応といたしまして事前に保健師が訪問しまして、参加者の身体状況や生活環境を把握しまして、教室で必要に応じて配慮、サポートすることができましたので、事故等防止につながり安心して参加していただけたのではと思っています。教室の開始前後には血圧測定を行い保健師、看護師による体調チェックを兼ねた健康指導や相談等もできかなり効果があったように思いました。の現時点の実施結果ですが基本チェックリスト、体力測定、主観的健康観ということで、教室開始時と終了時で比較をおこないました。基本チェックリストでは、改善されている人が44人中2名という少ない数です。体力測定につきまして記録を更新されている方が多く一定の効果がみられました。項目ごとにばらつきがあるのですが、改善維持という方が半分以上で多かったです。主観的健康観ですが、63.6%で大半の方が維持ということでした。改善された方も11.4%で少しいらっしゃいました。今後教室終了後のフォロー体制や自主グループ化への支援の方策の検討が課題となっております。せっかく10回参加していただいた後をどう継続していただくかを考えていけたらと思っています。(8)ですが6ページを開いていただきますと、1次予防開催状況ということで現時点7月分までの報告をまとめさせていただきます。こちらの方は1次予防ということで、2次予防教室とは対象者が違っていて、各地域包括と地域で協力しながら実施されています。左から川西南包括は今年度の開催はありません。川西地域包括では4月から7月まで22回延べ345人が参加されて合唱、口腔、栄養講話、ゲーム、軽運動などを行っています。明峰地域包括では10回、296人参加されまして軽運動を中心にレクレーション等を取入れておられます。多田地域包括では3回、延べ38人の参加で軽運動を中心に合唱などをされておられます。清和台地域包括では5回で延べ121人の参加、軽運動を中心に健康講話や保健師さんが熱中症に関する予防等をされておりました。東谷地域包括では、10回で延べ249人の参加で軽運動を中心に健康講話等を行っておられます。今の時点で50回、1049人の方が1次予防教室に参加されている状況です。簡単でございますが、ご報告をさせていただきます。

会 長：ありがとうございます。ご質問・ご意見などありますでしょうか。

委 員：1次予防の結果、数値が上がっていますが、大体年齢的にはどれくらいの方々なのでしょう。

事務局：65歳以上の方です。

委員：65歳以上で、もっと年齢が高い方々が多いですか。

事務局：二次予防でも同じですが、65歳に近い方より70歳以上80歳位の方々が多いです。

委員：大体70歳以上の方が多くですね。

会長：65歳以上は一次予防対象者なのです。そのうち、大体5%くらいの方を二次にしようというのが政府の方針です。なかなか参加者が少ないという報告ですが、全国的にどこでもそうだと思います。

委員：今まで川西市では、いきいき元気クラブで一次も二次も一緒にやっていました。それでは前後の体力測定も入れて、ある程度結果の評価もしていましたが、今年から二次予防はかなり虚弱な高齢者の方を対象に集中してやりましょうという考えはわかるのですが、そもそも介護保険認定調査というのは非該当、要支援1から要介護5までありばらつきがあります。理論上は非該当の虚弱高齢者になると思うのですが、その中で、非常に元気な方もたくさんおられて、電話をかけますと、「こんなん行けるか」というのが実情で、そこに集中してされるのはわかりませんが、結果を見ると4千何人かの対象者で、実際は60数人という現実です。一般に国の施策というのは計算で数だけでいきますから、それを鵜呑みにするとこういうふうな空振りに終わるといふ感じがします。元気な高齢者もちょっと弱った人も一緒にできるような運動をすればいいと思います。特定した人だけをやると危険ではないか、前の方が良かったという印象を持っています。

アンケートも取られると思いますが、川西市は当初から転倒予防事業を取入れていて、体力測定で必ず良かったとか評価ができるわけです。一次予防の軽運動とか健康講話とかいろいろレクリエーションとかやっておられますけれども、その後の効果も見ておかないといけません。お友達のお一人が要支援1でもうおひとりの方が非該当で一緒に行けないということもあり、10%にも満たないことになる。100人も行くかどうかわからない事業を続けるのかどうかというのも今後の検討課題だと私は思います。

会長：国の制度普及ということですが、こういう場合来られる高齢者は何でも来られる、来ない人は来ない、しかも来られる人は比較のお元気な方です。ネーミングも難しい、現場のご苦労はよくよくわかっているつもりなのですが、4,200人ほどの対象者の中で、63人というのはあまりにも少ない。事業としての存在はいかなものかというのはよくわかります。

委員：当初から医師会の方では分けしないで、一緒にすればいいというスタンスで来ていたのですけれども、国の施策という事で仕方ないですね。

委員：76歳の立場から申し上げますと、国や公の世話にならず最期まで頑張りたいと思っています。

3 協議事項

介護保険運営協議会

・地域密着型サービス事業者等の設備及び運営に関する条例等について

事務局：資料3でございます。国の方では地方の自主性を強化するとか、自由度を拡大するという改革の推進を図る法律を設けられています。平成23年4月に制定され、これを受けまして、その1つに介護保険サービスの基盤強化のための介護保険法の一部改正があり、それが6月に制定されました。それに伴いまして、市町村が地域密着型サービスについて条例を制定するといったところです。川西市におきましても、平成24年度中にこういった条例を制定する必要があり、今回ご提案させていただいております。2番目の根拠法令は、これは介護保険法がどのように改正されたのかというようなことを書いたもので、資料7に添付している介護保険法改正内容でございます。第78条の2や第115条の12から14、こういったことを書いておりますが、これを基にいたしまして根拠法令とご覧いただきたいと思います。(5)が資料5で厚生労働省令でございます。これは地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、から複合型サービスまで随時厚生労働省令で掲げておりますが、説明は省かせていただきます。資料6は、介護予防地域密着型サービスの基準についての厚生労働省令でございます。2ページをご覧くださいますと厚生労働省令を受けまして、市の方でどのような考え方で条例化をしていったらいいのかをまとめたものです。厚生労働省令を3つの種類に分

けているものがございます。1つ目が「従うべき基準」、2つ目が「標準」、3つ目が「参酌すべき基準」でございます。必ず従いなさいというのが「従うべき基準」、厚生労働省令を標準といたしますが、地域の状況によりまして、内容を変えることも許容されるというものが「標準」、「参酌すべき基準」はこの省令に書いてある内容を十分に参酌した結果として必要に応じて変えることは許容されるというものです。資料4の方ですが、定期巡回、随時対応型訪問介護看護の中の右端に、基準の類型と書いてあります。二重丸は従うべき基準、一重丸は標準、三角は参酌すべき基準という意味でございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、厚生労働省令で書かれている内容は真ん中に書いてある概要ですけれども、これにつきまして従うべき基準は二重丸で表示し、これは変えることはできません。3ページは夜間対応型訪問介護の基準、5ページには認知症対応型通所介護の基準、7ページには小規模多機能型居宅介護の基準、9ページには認知症対応型共同生活介護の基準、11ページには地域密着型特定施設入所者生活介護の基準、13ページには地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準、17ページには複合型サービスの基準と最後20ページには各サービスの共通事項をまとめております。基本的には現在の厚生労働省令の基準をもとにして条例化を進めていきたいと考えています。最後の22ページは川西市独自基準として検討していきたいと考えております。現在この部分が記録の整備ということで、地域密着型サービス事業に関する記録の整備について、2年間保存しなければならないと規定をされています。これを2年から5年に変えていきたいと考えております。介護サービス事業所の監査指導という事で、事業所に対して兵庫県と共に監査に入っておりますが、この際兵庫県の方から記録は5年間保存してくださいと指導しており、阪神間各市と協調して変えていきたいと考えております。次回、介護保険運営協議会の方で私どもが検討させていただいているものを改めてご提出いたしますが、記録の整備のところを変更していきたいということをご報告させていただいて、今後、介護保険運営協議会の方でご協議させていただいて方向性を定めまして後、パブリックコメントを経まして議事に提出させていただきたいと考えています。いろいろ資料をお渡ししておりますが、1つ1つご説明できず申し訳ございませんが、ご認識いただいてご協議いただきたいと思います。

会 長：根拠法令等につきましては参考資料等もついておりますので必要に応じてご覧いただければと思います。何か説明を求めたいとか疑問とかありますか。

委 員：資料4の川西市の指定地域密着型サービス、たとえば定期巡回とか、夜間対応型訪問介護とか地域密着型介護老人福祉施設入所者とか施設の基準が4に書いてあると思うのですが、資料3の大きなタイトルの後半の川西市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定ということに関しては全然書いてない。資料6の第1章、1ページ目の下に第1章の総則があって、そこに介護予防サービスの事業に係る介護保険法があり、3ページの上の方までは介護予防事業サービス、介護予防サービスについて書いてありますが、今までの説明では事業者の指定云々について変更があったのか、民間の方へ移譲する予定はあるのかと思ったのですが。

事務局：今までは国の基準で行ってきたところです。国が要介護の方含めた中で介護予防を踏襲させていて条例化していきなさいというところです。こういった条例化の形でいくか、おおむね国の基準等を順守していく形になるうかとおもいますが、その中で組み立てを含めて検討していかなければと考えています。

事務局：資料4の5ページの認知症対応型通所介護のところですが、この中には資料6の介護予防におきます認知症対応型通所介護も含んだ形での内容で併記しております。同じように厚生労働省令にもとづいて改正していく必要があると考えております。

委 員：介護予防に関して国の新しい方向性はあるのですか。

事務局：介護予防という広い概念での新たな方向性は、現時点では示されておられません。

会 長：今日の報告事項と協議事項は終わりましたが、全体を通して何かございますか。

委 員：資料1の5ページの認定調査で市内事業者に委託と川西市がされていますが、これは何か区別があるんですか。

事務局：本来、認定調査は保険者である市が行っていけばいいのですが、人力的要素等で出来ないという限界がございます。そういったことで委託による認定調査もございます。新規申請の方につきましては市直営で行っています。更新、2回目以降につきましては委託中心

で行っています。

事務局：事業概要の15ページですが、平成23年度の収支を掲げておりますが、市の方で決算の認定が終わっておりませんので、取扱いについてご配慮をお願いいたします。

会 長：最後に第5期介護保険事業計画のアンケートをいただいておりますが、非常に興味深く関心がありました。

事務局：第5期の市町村介護保険計画が昨年度ございまして、国が各市町にアンケートした結果が届きましたので、参考としてご覧いただけたらと思います。

会 長：今日は初回ですが活発なご意見をいただきました事を感謝申し上げます。今後も厳しく、あくまで市民サイドに立ってこういう計画に生かすことに視点を置きながらご意見をいただきたいと思っています。5期の計画を見させていただきましたが、ほかの市町村と比べて極めて順調にこの制度が進んで来ていると思っています。審議会は年に何回くらい予定されていますでしょうか。

事務局：条例案の関係もございまして少し回数は多くなるとは思われますが、現段階では何回とは申しあげられません。

会 長：申し訳ございませんが、日程につきましては私どもと事務局の方で検討いたしますのでよろしくをお願いいたします。

特にご意見や事務連絡がないようですので閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。